

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

「石橋文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（石橋文化ホール、石橋文化会館小ホール、文化センター共同ホール）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名	ア 大声での歓声・声援等をしない使用	イ 大声での歓声・声援等が想定される使用
石橋文化ホール	1,077人	522人
石橋文化会館小ホール	200人	100人
文化センター共同ホール	467人	224人

※ 食事を伴う催事はアとして取り扱わない。

※ イについては、人と人との間隔を十分に確保した座席配置とすること。

- ◎ 緊急事態措置等の対象地域と指定された場合の「公共施設における各施設の人数上限が50%」等との制限を受けた場合の最大使用人数は、上記のイ「大声での歓声・声援等が想定される使用」に記された人数を準用する。

附 則（2020年6月16日20振事第182号）

- 2020年6月19日以降の施設使用から適用する。
- 本目安は、2020年6月19日から施行する。

附 則（2020年9月19日20振事第499号）

- 2020年9月19日以降の施設使用から適用する。

附 則（2021年8月19日21振事第550号）

- 2021年8月19日以降の施設使用から適用する。

<参考1> ア、イに該当する使用例

アに該当する使用例	コンサート（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇等（ミュージカル、現代演劇等）、舞踊（バレエ等）、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）、演芸（落語、漫才等）、公演・式典（講演会、ワークショップ、成人式等）、展示会など
イに該当する使用例	コンサート（ロック、ポップ等）、スポーツ観戦、キャラクターショーなど

※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡『各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例』より抜粋